

議 第 2 3 号 議 案

水道事業の民営化に反対する意見書の提出について
水道事業の民営化に反対する意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により、提出します。

平成30年12月13日提出

富士見市議会議長 尾 崎 孝 好 様

提出者 富士見市議会議員 川 畑 勝 弘

賛成者 同 根 岸 操

提 案 理 由

水道事業の民営化に反対する意見書を地方自治法第99条の規定に基づき国会及び政府に対して提出するため、この案を提出します。

水道事業の民営化に反対する意見書

今月6日、水道事業の民営化を促進する改正水道法が成立した。

2013年、麻生太郎副総理が米国で「日本の全ての水道事業を民営化する」と発言し、政府は水道事業の民営化を推進しようとしている。2011年の改正水道法によると、第11条第1項において「水道事業者は、給水を開始した後においては、厚生労働大臣の許可を受けなければ、その水道事業の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。ただし、その水道事業の全部を他の水道事業を行う水道事業者に譲り渡すことにより、その水道事業の全部を廃止することとなるときは、この限りでない」としている。今国会ではさらなる水道法の改正によって官民連携のコンセッション方式の導入により民営化の推進を図ろうとしている。つまり、水は命を守る生命線であることから公共で行い、料金が払えないなどいかなる事情があっても止めてはならないとしているが、民営化によって根本から変えられようとしている。海外の事例を見ても、水道事業を民営化したフィリピンでは水道料金が4～5倍に跳ね上がり、ボリビアでは、払えなくなった人々がためた雨水まで有料化され、ついには国民の反発によってグローバル企業は撤退した。水道事業は、国民の命を守るために自治体や国が責任を持って行う事業であって、グローバル企業をはじめ特定の業者の利益のために行う事業ではない。

よって、富士見市議会は、国会及び政府に対し、水道事業にコンセッション方式の導入を促す水道法の一部改正が、十分な調査や審議が行われることなく採決されたことに抗議するとともに、将来にわたって持続可能な水道を構築し、水道の基盤強化を進めるため、水道事業の民営化に反対し、必要な支援の充実、強化、及び財源措置を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年 月 日

埼玉県富士見市議会

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	伊達忠一様
内閣総理大臣	安倍晋三様
財務大臣	麻生太郎様
厚生労働大臣	根本匠様